

主な改正点は、次のとおりです。

第1 租税特別措置法通達関係

1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (新設)

平成26年度税制改正において、青色申告法人が産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間（指定期間）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもの（生産性向上設備等）のうち一定の規模のもの（特定生産性向上設備等）の取得等をして、その法人の国内の事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物は25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物は2%）の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。

また、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、その法人の国内の事業の用に供した場合には、即時償却とその取得価額の5%（建物及び構築物は3%）の税額控除との選択適用ができることとされました。

なお、指定期間を含む平成26年4月1日前に終了した事業年度（特例対象事業年度）に取得等をして、その法人の国内の事業の用に供した特定生産性向上設備等について本制度の適用を受ける場合には、平成26年4月1日を含む事業年度（特例適用事業年度）において即時償却（特例適用事業年度開始時における帳簿価額相当額の償却）又は税額控除との選択適用ができることとされています。

○ 国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額（措通42の12の5-5 新設）

本制度の税額控除限度額は、特定生産性向上設備等の取得価額に一定の割合を乗じて計算することとされていますが、法人が取得等をして事業の用に供した特定生産性向上設備等について法人税法第42条又は第44条の国庫補助金等の圧縮記帳制度（以下「圧縮記帳制度」といいます。）の適用を受ける場合には、その取得価額は以下のとおりとなることを明らかにしています。

- ① 特定生産性向上設備等の取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」といいます。）において圧縮記帳制度の適用を受ける場合………実際の取得価額から圧縮記帳により損金の額に算入した金額を控除した金額
- ② 供用年度後の事業年度において圧縮記帳制度の適用を受けること

が予定されている場合………実際の取得価額から国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額

なお、上記②の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額によること、及び、本制度の税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記②の金額によらず実際の取得価額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において圧縮記帳制度の適用はないことを併せて明らかにしています（措通42の6-3の2同旨）。

2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（改正）

平成26年度税制改正により、中小企業投資促進税制（措法42の6）について、以下の改正がされました。

(1) 特定生産性向上設備等に係る上乘せ措置

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間（特定期間）内に、特定機械装置等で上記1の生産性向上設備等のうち一定の規模のものに該当するもの（特定生産性向上設備等）の取得等をして指定事業の用に供した場合には、即時償却とその取得価額の7%（資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下である特定中小企業者等は10%）の税額控除との選択適用ができることとされました。

(2) 特例対象事業年度に取得供用した特定生産性向上設備等についての適用

中小企業者等が、特定期間を含む平成26年4月1日前に終了した事業年度（特例対象事業年度）に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等について本制度の適用を受ける場合には、平成26年4月1日を含む事業年度（特例適用事業年度）において即時償却（特例適用事業年度開始時における帳簿価額相当額の償却）又は税額控除との選択適用ができることとされました。

○ 事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用（措通42の6-1 改正）

法人が各事業年度の中途において中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等については、上記(1)の即時償却又は税額控除の制度の適用があることを明らかにしています。

また、中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供した減価償却資産の取得価額の合計額が一定の規模以上である場合において、当該期間のうちに特定中小企業者等に該当していた期間があるときの税額控除限度額は、次によることを明らかにしています。

- イ その特定中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた特定生産性向上設備等……………その取得価額の合計額の100分の10に相当する金額
- ロ イ以外の特定生産性向上設備等……………その取得価額の合計額の100分の7に相当する金額

○ 特例対象事業年度等に取得供用した特定生産性向上設備等についての適用（措通42の6-1の2 新設）

上記(2)の即時償却又は税額控除は、特例適用事業年度終了の日において中小企業者等に該当する法人が、特例対象事業年度の中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等について適用があることを留意的に明らかにしています。

また、特例適用事業年度終了の日において特定中小企業者等に該当する法人が、特例対象事業年度の特定中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等に係る税額控除の対象額はその取得価額の合計額の10%に相当する金額によることを明らかにしています。

3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（改正）

青色申告法人が、国内雇用者に対して支給する給与等の額（雇用者給与等支給額）を増加する等所定の要件を満たした場合に税額控除の適用を認める所得拡大促進税制（措法42の12の4）について、平成26年度改正により、雇用者給与等支給額の増加割合に係る要件（5%以上）を、平成25年度及び26年度は2%以上に、平成27年度は3%以上にそれぞれ緩和する等所要の改正が行われました。

○ 給与等の範囲（措通42の12の4-1の2 新設）

本制度の対象となる給与等とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等をいいますが、例えば、賃金台帳に記載された支給額（所得税法上課税されない通勤手当等の額を含みます。）のみを対象として本制度の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の額を計算している場合には、この計算を認めることを明らかにしています。

○ 資産の取得価額に算入された給与等（措通42の12の4-4 新設）

本制度の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、所得金額の計算上損金の額に算入されるものが対象となりますが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が

継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認めることを明らかにしています。

4 新事業開拓事業者投資損失準備金（新設）

平成26年度税制改正において、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る組合契約を締結している青色申告法人が、その計画に従って取得をした組合財産となる新事業開拓事業者の株式について、その株式の価格の低落による損失に備えるため、その帳簿価額の80%に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金算入することができる制度が創設されました。

○ 新事業開拓事業者投資損失準備金に係る組合事業の帰属損益額の経理の方法（措通55の2-1 新設）

本制度の適用対象となる新事業開拓事業者の株式を有する法人が、投資事業有限責任組合に係る組合事業の帰属損益額について、法人税基本通達14-1-2(2)（中間方式）又は(3)（純額方式）によって計算している場合であっても、本制度の適用に当たり義務付けられた所定の書類を確定申告書に添付するとともに、当該法人の財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示し、かつ、法人税申告書別表五(一)に当該株式の帳簿価額を記載しているときには、本制度の適用を受けることができることを明らかにしています。

第2 個別通達《消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて》関係 交際費等の損金算入限度額の改正関係（改正）

平成26年度税制改正において、交際費等の損金不算入制度について、接待飲食費（飲食費であって所定の事項を帳簿書類に記載することにより飲食費であることが明らかにされているもの）の額の50%に相当する金額を損金算入することとされました。

なお、中小法人については、従前の年800万円の定額控除限度額までの損金算入との選択適用とされています。

○ 交際費等に係る消費税等の額（12 改正）

税抜経理方式を採用している場合における交際費等に係る控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額については、飲食費の額に含まれることを明らかにしています。